

山梨大学工学部後援会会則

制 定 平成 14 年 10 月 1 日

改 正 平成 23 年 4 月 6 日

改 正 平成 27 年 4 月 7 日

改 正 平成 28 年 4 月 6 日

(総則)

第 1 条 本会は、山梨大学工学部後援会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、山梨大学工学部及び大学院医工農学総合教育部（工学専攻）（以下「本学部等」という。）における教育事業を援助し、その発展に寄与することを目的とする。

(所在地及び事務局)

第 3 条 本会の所在地及び事務局を、山梨県甲府市武田 4 丁目 3 - 1 1 山梨大学工学部に置く。

(事業)

第 4 条 本会は、第 2 条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学生に対する教育及び福利厚生に対する援助
- (2) 学生に対する就職指導に対する援助
- (3) 本学部等と保護者との連絡に関すること
- (4) その他本会の目的達成のために必要なこと

(会員)

第 5 条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 学生の保護者
- (2) 賛助会員 卒業生の保護者並びに有志として本会の趣旨に賛同する者

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 （ 1 名）
- (2) 副会長 （ 2 名）
- (3) 評議員 （若干名）
- (4) 理 事 （若干名）
- (5) 監 事 （若干名）

(役員を選出及び任期)

第7条 役員は以下により選出するものとする。

- (1) 会長、副会長は評議員の推薦とする
- (2) 評議員、監事は正会員及び賛助会員の中から選出する
- (3) 理事は、評議員及び教職員の中から会長が選出する
- (4) 役員任期は1年とし、再任を妨げない

(役員職務)

第8条 役員は次の会務を行う。

- (1) 会長は会務を統轄し、会を代表する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する
- (3) 監事は会計の監査に当たる

(幹事)

第9条 本会に会務を処理する幹事を置く。

2 幹事は、教職員の中から会長がこれを選出する。

(会議)

第10条 本会の運営のために以下の会を置く。

- (1) 総会
 - (2) 役員会
- 2 総会及び役員会は、会長が招集し、議長となる。
- 3 役員会は、第6条の役員をもって構成する。

(総会、役員会の開催)

第11条 総会及び役員会は年1回以上開催する。

- 2 総会は、原則として4月に開催する。
- 3 臨時総会を、必要に応じ開催することができる。
- 4 役員会は、必要に応じ開催する。

(総会の審議事項)

第12条 総会は以下の事項を審議する。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算・決算
- (3) 役員選任
- (4) 会則の改正等
- (5) その他必要な事項

(役員会の審議事項)

第13条 役員会は、以下の事項を審議し、総会に提案するものとする。

- (1) 事業計画
- (2) 収支予算・決算
- (3) 役員を選任
- (4) 会則の改正等
- (5) その他必要な事項

(経費)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあて、会費は総会において決定する。

(経理)

第15条 本会の経理は、山梨大学工学部長をもってこれに充てる。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

平成14年10月1日から施行する。

附 則

平成23年4月6日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

平成27年4月7日から施行する。

附 則

平成28年4月6日から施行する。